

郡山市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成7年郡山市条例第14号。以下「条例」という。）及び郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例施行規則（平成7年郡山市規則第40号。以下「規則」という。）に基づき、一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及びディスポーザ排水処理システム汚泥に限る。以下同じ。）処理業及び浄化槽清掃業の許可等について必要な事項を定め、一般廃棄物処理等の業務の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び条例の例による。

(一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第3条 条例第34条に規定する一般廃棄物収集運搬業及び条例第38条に規定する浄化槽清掃業（以下「収集運搬業等」という。）の許可の基準は、法、条例その他別に定めがあるもののほか、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に住所（法人にあっては主たる事務所）を有し、自ら業務を行う者であること。
- (2) 次の施設、器材を有すること。

ア 収集運搬車両

イ 収集運搬車両に適合した車庫

ウ 収集運搬車両に携帯すべき必要な器材

- 2 規則第14条第9号イの市長が別に指定する講習会等とは、一般財団法人日本環境衛生センターが主催する一般廃棄物実務管理者講習をいう。

(許可車両の表示)

第4条 許可施設のうち収集運搬車両（以下「車両」という。）には、別表第1に定める表示をしなければならない。

(施設、器材の検査証及び検査証の交付)

第5条 収集運搬業又は浄化槽清掃業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、車庫等の施設並びに収集運搬車両及び器材について、市長が行う定期及び随時の検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査を受けようとする許可業者は、施設（器材）検査申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、検査に合格した許可業者に対して、施設（器材）検査証（第2号様式）を交付する。

4 許可業者は、前項の検査証を紛失し、又はき損したときは、直ちにその理由を市長に申し出て検査証の再交付を受けなければならない。

- 5 許可業者は、第3項の検査証を施設又は器材の適当な個所に表示しなければならない。

(許可車両の許可期間)

第6条 許可車両の許可期間は、収集運搬業等の許可期間にかかわらず自動車検査証（以下「車検証」という。）の有効期間の満了時までとする。ただし、当該許可車両が車検証の継続検査を受けた場合は、収集運搬業等の許可期限までを許可をしたものとみなす。

(許可車両の廃止及び変更)

第7条 許可業者は、許可車両の老朽化、収集運搬業等の事業縮小等により許可車両を廃止するときは、廃止後速やかに検査証を市長に返還しなければならない。

- 2 許可業者は、許可車両の変更に係る申請を行う場合は、所定の申請書にその理由等を明記した書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(運搬、搬入における遵守事項)

第 8 条 許可業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可車両は、これを市域外の廃棄物の収集に使用し、又は他市町村の許可車両として重複して使用してはならない。
- (2) 許可車両による産業廃棄物の運搬及び産業廃棄物許可車両による一般廃棄物の運搬並びに一般廃棄物と産業廃棄物の混載をしてはならない。
- (3) 一般廃棄物を運搬するときは、積載物が飛散し、落下し、及び汚水が流出しないようにするほか、一般廃棄物を飛散、落下、又は流出させた場合には許可業者自らが責任をもって処理しなければならない。
- (4) 処理施設に一般廃棄物を搬入するときは、指定された処理施設及び受入れ時間を遵守しなければならない。
- (5) 処理施設内では、係員の指示、命令に従わなければならない。
- (6) 事故、トラブル等が生じた場合には、直ちに市に報告を行うほか、適切な措置を講じなければならない。

(作業態度)

第 9 条 許可業者は、市民に対し、不快の念を抱かしめるような言動をしてはならない。

(損害賠償)

第 10 条 許可業者は、故意又は過失により処理施設及び第三者に損害を与えたときは、損害賠償その他の一切の責任を負い、速やかにこれを解決しなければならない。

(従業員の職場研修等)

第 11 条 許可業者は、従業員の職場研修等を徹底し、関係法令を遵守させるよう努めなければならない。

(処分等の基準)

第 12 条 条例第 36 条に規定する許可の取消し等の処分及び違反があった際に行う指導は、次に掲げるとおりとし、別表第 2 に定める基準により行うものとする。

- (1) 許可取消し
- (2) 30 日以内の事業停止
- (3) 15 日以内の一部車両通行停止
- (4) 10 日以内の一部車両通行停止
- (5) 7 日以内の一部車両通行停止
- (6) 警告書による指導

(領収書の発行)

第 13 条 許可業者は、一般廃棄物の収集運搬及び浄化槽清掃に係る料金を徴収したときは、領収書を発行しなければならない。

(身分証明書)

第 14 条 許可業者は、従業員に対して発行する身分証明書に、次の事項に相当する内容を記載しなければならない。

- (1) 身分証明書は、作業中常に携帯し、市民その他から請求があったときは、提示しなければならないこと。
- (2) 身分証明書は、他人に譲渡し、又は貸与してはならないこと。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 8 年 2 月 21 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた手続、処分その他の行為（第12条に規定するものを除く。）は、この要綱の相当規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

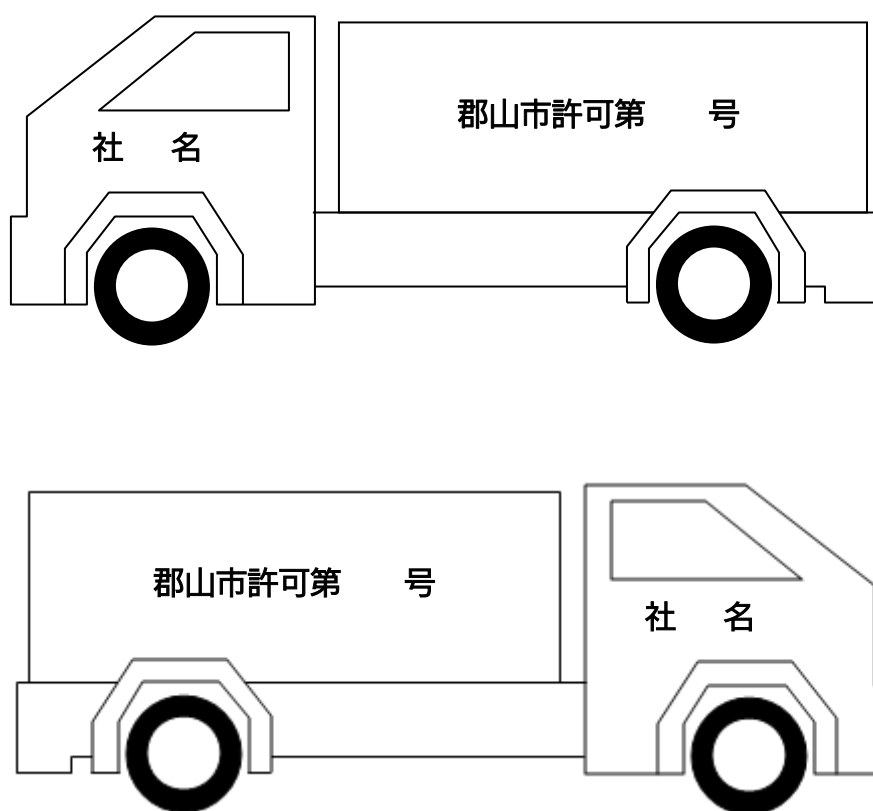
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

（両側面）



備考 表示の文字の大きさは、1字概ね10cm～15cmの丸ゴシック体とする。

別表第 2 (第 13 条関係)

処 分 等 の 基 準

項 目	違 反 回	第 1 回	第 2 回	第 3 回
1 条例第 36 条第 1 号の規定に違反し市の処理施設に市域外から廃棄物を搬入したとき。		違反点数 15 点	違反点数 20 点	
2 条例第 36 条第 2 号の規定に違反し禁止物を市の処理施設に搬入したとき。		違反点数 10 点	違反点数 15 点	違反点数 20 点
3 条例第 36 条第 1 号の規定に違反し(1 に該当する場合を除く。)搬入基準に従わなかったとき又は条例第 36 条第 3 号の規定に違反したとき。		違反点数 5 点	違反点数 10 点	違反点数 15 点
4 法第 7 条の 3 に定める場合に該当したとき	違反の内容に応じ、上記 1 から 3 を適用する。			
処 分 等 の 内 容 (処分等は、違反点数の累積点数に応じ適用する。)	累積点数	30 点	25 点	20 点
		30 点	25 点	20 点
		15 点	10 点	5 点
		10 点	7 点	5 点
		5 点	警告書による指導	
備 考	<p>1 違反の態様が著しく悪質と判断された場合には違反点数を上位回に該当させることがある。</p> <p>2 違反点数の累計は、当該違反行為の行われた日を起算日とする過去 5 年以内の違反行為に係る処分等の違反点数について行うものとし、この表の違反回とは、当該 5 年間に行われた違反の回数をいう。</p> <p>3 複数の処分に該当する場合は、当該処分のうちいずれか重い方を適用する。</p>			